

学校教育法施行規則の一部を改正する省令案等について（概要）

1. 検討の経緯

平成25年2月、教育再生実行会議の第一次提言において、心と体の調和のとれた人間の育成に取り組む観点から、道徳教育の抜本的な充実を図るとともに、新たな枠組みにより教科化することが提言された。

これを受け、文部科学省で設置した「道徳教育の充実に関する懇談会」において、道徳教育の改善方策についての検討がなされ、平成25年12月に報告が取りまとめられた。

その報告を受けて、平成26年2月、中央教育審議会に「道徳に係る教育課程の改善等について」諮問し、専門的な検討を経て、道徳の時間を「特別の教科」（仮称）として位置付けることなどを提言する「道徳に係る教育課程の改善等について」（答申）が平成26年10月21日に文部科学大臣に提出された。

(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1352890.htm)

この答申を踏まえ、このたび、学校教育法施行規則の一部改正や、小・中学校学習指導要領等の一部改正等を行うものである。

2. 学校教育法施行規則の一部を改正する省令案

(1) 「特別の教科である道徳」

従来の道徳の時間を「特別の教科」と位置付けるため、学校教育法施行規則において、小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部の教育課程における「道徳」を「特別の教科である道徳」と規定する。

(2) 施行期日

小学校及び特別支援学校小学部に関する改正規定は平成30年4月1日から、中学校及び特別支援学校中学部に関する規定は平成31年4月1日から施行。

3. 小学校学習指導要領案

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第52条の規定に基づき、小学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第27号）の一部を別添資料のように改正し、平成30年4月1日から施行する。平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における小学校学習指導要領の必要な特例については、別に定める。

注：小学校学習指導要領案は別添資料参照

※ 「特別の教科 道徳」の評価については、上記の中央教育審議会答申において、

- ・一人一人のよさを伸ばし、道徳性に係る成長を促すための適切な評価を行うことが必要
- ・児童生徒の道徳性の評価については、多面的、継続的に把握し、総合的に評価していくことが必要。ただし、「特別の教科 道徳」（仮称）について、数値などによる評価は不適切
- ・指導要録に「特別の教科 道徳」（仮称）の評価を文章で記述するための専用の記録欄を設けることなどの改善を図ることが必要。また、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の成果として行動面に表れたものを評価す

ることについては、現行の指導要録の「行動の記録」を改善し活用することなども考えられる
等の趣旨の提言がなされている。今後このような方向性を踏まえ、その評価や指導要録の在り方、調査書における取扱いについては、専門家による会議を設けて専門的な観点から検討する。(中学校及び特別支援学校小学部・中学部も同様。)

4. 中学校学習指導要領案

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第74条の規定に基づき、中学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第28号）の一部を別添資料のように改正し、平成31年4月1日から施行する。平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間における中学校学習指導要領の必要な特例については、別に定める。

注：中学校学習指導要領案は別添資料参照

5. 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領案

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第129条の規定に基づき、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成21年文部科学省告示第36号）の一部を別添資料のように改正し、平成30年4月1日から施行する。ただし、中学部については、平成31年3月31日まで、なお従前の例によるものとし、また、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間における特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の必要な特例については、別に定める。

注：特別支援学校小学部・中学部学習指導要領案は別添資料参照

6. 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における小学校学習指導要領の特例を定める告示案

平成27年度から平成29年度における小学校の教育課程の編成及び指導について、現行の小学校学習指導要領の各規定にかかわらず、その全部又は一部について、改正後の小学校学習指導要領の各規定によることができることとする。

7. 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間における中学校学習指導要領の特例を定める告示案

平成27年度から平成30年度における中学校の教育課程の編成及び指導について、現行の中学校学習指導要領の各規定にかかわらず、その全部又は一部について、改正後の中学校学習指導要領の各規定によることができることとする。

8. 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間における特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の特例を定める告示案

平成27年度から平成29年度における特別支援学校小学部及び平成27年度から平成30年度における特別支援学校中学部の教育課程の編成及び指導について、現行の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の各規定にかかわらず、その全部又は一部について、改正後の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の各規定によることができることとする。